

松江市告示第 228 号

松江市小規模企業者支援事業補助金交付要綱（平成 28 年松江市告示第 91 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) オンライン商談 インターネットを活用して実施する対面型でない商談をいう。</u></p> <p><u>(4) ソフトウェア等 設計、管理、営業、調達等のパッケージソフトウェア(初期設定、カスタマイズ等を含む。)及び当該パッケージソフトウェアを稼働するための設備(パソコン、サーバー等)をいう。</u></p> <p><u>(5) ウェブサイトの開設 製品、技術、サービス等の紹介又は販売若しくは受注を目的とする自社のウェブサイトの開設(既存のウェブサイトに販売又は受</u></p>

(補助の対象等)

第3条 略

略	
補助金交付の目的	市内小規模企業者 <u>の</u> _____工作機械 等の導入_____ _____に必要な 経費の一部を_____ _____補助することにより、 地域経済や雇用を支える小 規模企業者の持続的な発展 を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	新規受注、生産性の 向上及び維持等に必 要な工作機械等の取 得、_____更新 <u>又は</u> _____補

注機能を新たに追加し、又は拡充する場
合を含む。)をいう。

(補助の対象等)

第3条 略

略	
補助金交付の目的	市内小規模企業者が <u>、人材の 育成、比較的 low 額な</u> 工作機械 等の導入 <u>並びにIT化及びオ ンライン商談の推進</u> に必要な 経費の一部を <u>パッケージ 化して</u> 補助することにより、 地域経済や雇用を支える小 規模企業者の持続的な発展 を図ることを目的とする。
交付の対象である事業の内容	<u>次に掲げる事業とする。ただ し、当該事業について、この 補助金と同様の趣旨の他の 補助金等の交付を受けてい る事業は除く。</u> <u>(1) 人材育成支援事業</u> <u>新規受注、後継者育 成、技術者養成（多能 工化）等に対応する研 修及び教育訓練の実 施又は派遣を行う事 業</u> <u>(2) 設備導入支援事業</u> <u>新規受注、生産性の 向上及び維持等に必 要な工作機械等の取 得及び更新並びに補</u>

	<p>修とする。ただし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合を除く。</p>		<p>修を行う事業</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(3) IT化推進支援事業</p> <p>新規受注、生産性の向上等に必要なソフトウェア等の取得及びウェブサイトの開設を行う事業</p> <p>(4) オンライン商談推進事業</p> <p>オンライン商談に必要な機材を整備し、受注機会の増大を図る事業</p>
<p>補助対象経費</p>	<p>1台当たり10万円以上の工作機械等の取得、更新又は補修に要する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。</p>	<p>補助対象経費</p>	<p>別表のとおり</p> <p>_____</p> <p>_____とする。ただし、消費税及び地方消費税の額を除く。</p>
<p>交付の率又は金額</p>	<p>補助対象経費</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>の3分の2以内の額(1,000円未満切捨て)とし、_____30万円を上限とする。</p>	<p>交付の率又は金額</p>	<p>別表事業の内容の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額(複数の事業に該当する場合は、当該事業に係る補助対象経費の額の合計額)</p> <p>の3分の2以内の額(1,000円未満切捨て)とし、1社当たり30万円を上限とする。ただし、オンライン商談推進事業</p>

補助事業者の範囲	<u>市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む小規模企業者であって、補助事業の完了時に市税を滞納していないものとする。</u>
終期	令和5年3月31日

(軽微な内容の変更)

第5条 規則第10条第3項に規定する軽微な内容の変更とは、補助金交付の目的の達成に支障を来すことのない事業計画の変更又は補助対象経費の20パーセント以内の減額の変更とする。

(実績報告)

第6条 規則第12条第1項第3号に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(事業所の移転)

第7条 補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業完了後5年未満で事業所を市外へ移転する場合には、 _____ 補助金を全額返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

第8条 略

	<u>に係る補助金の交付は、同一事業者につき1回限りとする。</u>
補助事業者の範囲	<u>補助事業者は、次の各号の全てに該当する者とする。</u> (1) <u>市内に事業所を有する製造業を主たる事業として営む小規模企業者</u> (2) <u>補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者</u>
終期	令和4年3月31日

(実績報告)

第5条 規則第12条 _____ に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が定める _____ 書類は、次に掲げるものとする。

(1)～(4) 略

(事業所の移転)

第6条 補助金の交付を受けた補助事業者が、補助事業完了後5年未満で事業所を市外へ移転する場合には、市長の承認を受けて補助金を全額返還しなければならない。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

第7条 略

附 則

1 略

(読替規定)

- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第6条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

附 則

1 略

(読替規定)

- 2 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、第5条第4号中「市税に滞納がないことが分かる証明書」を「誓約及び同意書」とする。

別表(第3条関係)

<u>事業の内容</u>	<u>補助対象経費</u>
<u>人材育成支援事業</u>	<u>研修会及び教育訓練に要する経費(謝金、旅費(研修講師招聘旅費(宿泊費含む。)、受講者参加旅費(宿泊費除く。))、委託料(研修業務委託費)、会場借上料、教材費及び受講料)</u>
<u>設備導入支援事業</u>	<u>1台当たり10万円以上80万円未満の工作機械等の取得及び更新並びに補修に要する経費</u>
<u>IT化推進支援事業</u>	<u>一式当たり10万円以上80万円未満のソフトウェア等の取得及びウェブサイトの開設に要する経費</u>
<u>オンライン商談推進事業</u>	<u>オンライン商談に必要な環境整備に要する経費(タブレット、パソコン等の汎用性が高く、目的外で使用が可能であるものを除</u>

く。)とし、購入費一式の
上限は、20万円とする。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。